

鶴 翔 会

岡 山 大 学 勤 務 医 師 賠 償 責 任 保 険 の ご 案 内

団体割引
20%適用

この保険は「鶴翔会（旧岡山医学同窓会）」を
契約者とする団体契約です。

保険期間

2025 年11月1日 午後4時
～
2026 年11月1日 午後4時

お問い合わせ先

〔取扱代理店〕

（株）ジャパン保険 岡山（受付時間：平日 午前9時～午後5時）

《文部科学省団体扱自動車保険取扱指定代理店》

岡山市北区大供1-2-10

TEL.086-231-2840 FAX.086-231-2890

E-mail: office @y-oag.com

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

岡山支店法人支社：岡山市北区大供 1-2-10（TEL. 086-225-1045）

（受付時間：平日 午前9時～午後5時）

この保険は鶴翔会 岡山医学同窓会を契約者とし、鶴翔会会員の先生方を対象とする団体契約です。

したがって個々で加入されるより保険料も20% (団体割引) 安くなっています。
勤務先は岡山大学病院以外でもご加入いただけます。

※先生方とは、医師免許取得の医師、非常勤医師、医員、研修医、大学院生、研究生をいいます。

加入要領

毎年11月1日付で満期となります。

①ご継続・新規加入を希望される場合

この保険にご加入希望の先生は、別紙の払込取扱票に必要事項をご記入いただき、裏面の保険料表にしたがい、保険料は郵便局にて同封の郵便振替払込取扱票でお振込みください。

※加入者証は、12月中旬頃にお送りいたします。届かない場合はジャパン保険岡山までご連絡ください。

②変更・解約される場合

ジャパン保険岡山までお申し出ください。

※なお、ご自宅住所に変更があった場合には、必ずご通知ください。

(ご通知いただけない場合には継続手続きができないことがあります。)

③中途加入される場合

先生からの申込日が月の中途である場合は、原則翌月の1日付で契約開始となります。

詳しくは裏表紙をご確認ください。

④留学や廃業される場合

留学・廃業される場合は、医師賠償責任保険の期間延長(5年もしくは10年)のお手続きが必要となります。

詳しくは2ページの損害賠償請求期間延長担保追加条項の欄をご覧ください。

保 険 金 額 ・ 保 険 料

勤務医師賠償責任保険

(保険期間1年、団体割引20%適用、一括払)

	保 険 金 額		年 間 保 険 料
	対 人 賠 償 1 事 故 に つ き	対 人 賠 償 1 年 間 に つ き	医師 1 名あたり
100 型	1 億円	3 億円	40,660円
200 型	2 億円	6 億円	51,570円
300 型	3 億円	9 億円	62,400円
※ 1 型	100 万円	300 万円	4,000円

※1型について…

日本医師会A①会員およびA②会員の先生は、すでに日医保険で1億円の保険(自己負担額100万円)にご加入のため、この保険には自己負担額分(1型)のみご加入いただけます。

オプション (詳細は5ページをご覧ください)

医療付随業務追加担保条項	800円
--------------	------

※オプションのみの加入不可。

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

★「損害賠償請求期間延長担保追加条項」のご案内

保険を継続しない場合や留学・廃業等により保険契約を解約する場合など、保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後5年もしくは10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。

医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、留学・廃業等する場合などはこの追加条項をセットされることをおすすめします。

「損害賠償請求期間延長担保追加条項」をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害保険賠償請求を受けた場合にかぎりません。

留意事項

- 勤務医師賠償責任保険(医師特約)は、保険期間中に医師等の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。
したがって、保険を継続しない場合や留学・廃業等により保険を解約した場合などに、保険期間終了前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、「損害賠償請求期間延長担保追加条項」に加入していただかないと保険金をお支払いできません。
- 「損害賠償請求期間延長担保追加条項」は、留学中や廃業中の期間だけの補償です。帰国後(一時帰国を含みます。)など日本国内で診療行為を行う場合は、「勤務医師賠償責任保険」に再加入いただかないと保険金お支払いの対象となりません。

岡山大学勤務 医師賠償責任保険の概要

1 保険金をお支払いする事故

ご加入された先生方が日本国内において行った医療行為によって、医療の対象者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）を与えたことによって、被保険者である医師に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合、医師の先生方が負担する法律上の賠償責任を保険金額の範囲内でお支払いします。ただし、いかなる場合も医療施設の開設者の責任を肩代わりするものではありません。そのほか、

- ①岡山大学病院のみならず、出張診療等、外部の医療施設における医療事故
- ②ご加入された先生方の直接指揮・監督下にある看護師、放射線技師等による事故も、先生方が法律上の賠償責任を問われた場合は対象となります。

（注）この保険では、医療事故に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされた場合が対象となります。
争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。

2 お支払いする保険金の種類

次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

- ①法律上の損害賠償金（治療費、休業損失、慰謝料など）
- ②争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

※賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する契約条項・追加条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

3 この保険の対象とならない主な事故

次のような場合は、保険金支払いの対象となりませんのでご承知ください。

1. 賠償責任保険共通の免責事由

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任（※）
- ②戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これに類似の事変または暴動によって生じた賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- ④記名被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任
- ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の方に対する賠償責任（※） など

※損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりません。

2. 医師特約に関する免責事由

- ①医療施設（設備を含みます。）、航空機、車両、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ②美容を唯一の目的とする医療によって生じた賠償責任
- ③医療の結果を保証することによって加重された責任 など

4 事故が発生した場合

1) まず第一に、次のような事項をメモしてください

- ①事故発生の日時・場所 ②事故発見の日時 ③被害者の住所・氏名
④事故の原因・状況 ⑤被害者からの損害賠償の請求を受けたときはその内容と金額

2) 次にそのメモ事項をできるだけ早く損保ジャパンにご連絡ください

損保ジャパンまたは取扱代理店より事故を解決するために最も適切な方法をご連絡します。

3) 事故が起こった場合（損害賠償請求がなされるおそれがある場合も含まれます。）は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください

遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

4) 保険金のご請求にあたっては、下表の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます

〈事故時に必要となる書類〉

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、雇災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写） など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手方からの領収書、承諾書 など

（注1）事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

○損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金を支払います。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会
③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査
⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

・上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払いの期間を延長することがあります。

○保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、右記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】0120-727-110

〈受付時間〉

平日/午後5時～翌日午前9時
土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）/24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

5 医療付随業務担保追加条項 オプション

希望に応じて
セットすることができます

1) 保険の概要

医療付随業務担保追加条項とは、医療以外の業務(※1)に従事中の賠償責任(※2)を補償する勤務医専用の追加条項です。

ただし、本追加条項では、自動車事故(原付を含む)は補償の対象となりません。

※1. 医療以外の業務の例は以下の通りです。

- 勤務する医療機関における会議・事務等の医療以外の業務
- 大学、大学院における教育、実習教員としての学校業務
- 学会、医師会等の運営、専門治療ガイドライン、テキスト作成、学術総会への出席 など

※2. 医療以外の業務に従事中の身体障害・財物損壊を伴う賠償事故が対象となります。

また、以下の賠償リスクも補償の対象となります。

- 患者から受託した財物の損壊による賠償
- 他人のプライバシー侵害等の「人格権侵害」の賠償

(注) 通退勤中の事故は補償の対象となりません。

2) 保険金をお支払いする場合

以下に掲げる損害について保険金をお支払いします。

〈付随業務担保条項〉

- 被保険者が日本国内において業務を遂行することにより、保険期間中に生じた第三者の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者が日本国内において業務を行うにあたり、受託物(身の回り品等の財物)が滅失、損傷もしくは汚損したこと、または盗取もしくは詐取されたことに起因して、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

〈人格権侵害担保条項〉

- 被保険者の業務の遂行に起因して、保険期間中に被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った不当行為(注)により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

(注) 不当行為

- ・不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損
- ・口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害

主な事故例

①身体障害を負わせてしまった場合 (付随業務担保追加条項)	○業務(通退勤中を除く)で自転車を運転中に誤って歩行者と接触しケガを負わせてしまった。 ○業務で遠方出張の際、エスカレーターで誤ってスーツケースを倒し、後ろにいた人にケガを負わせてしまった。 など
②財物を壊してしまった場合 (付随業務担保追加条項)	○回診中に、誤って患者のノートパソコンを床に落とし壊してしまった。 ○患者のスマートフォンを手渡されたところ、手がすべり床に落下して破損した。 ○診療が終わり、患者が外していたメガネを渡してあげようと手助けした際、落して壊してしまった。 など
③人格権を侵害してしまった場合 (人格権侵害担保条項)	○所属学会で論文を発表した際、誤って個人が特定される病歴を掲載してしまい、その患者からプライバシーの侵害を訴えられた。 ○学術総会での症例発表の際に他の研究内容について引用したところ、その研究医師から異なる主旨で発表に用いられたとして、名誉棄損で訴えられた。 ○小児を診察した際、虐待の疑いで警察に通報したところ、患者の親族から名誉棄損で訴えられた。 など

3) 保険金をお支払いできない場合

〈共 通〉

- 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った医療によるその医療の対象者の身体障害に起因する賠償責任
- 被保険者が嘱託医として行った行為に起因する賠償責任 など

〈付随業務担保条項〉

- 被保険者の使用人または被保険者の医療の補助者が所有し、または私用に供する財物が損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任
- 受託物の自然の消耗、かし、受託物本来の性質またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任 など

〈人格権侵害担保条項〉

- 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為に起因する賠償責任
- 被保険者によって、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任 など

保険金額・追加保険料

(1) 保険金額

担保条項	対象となる損害	保 険 金 額	自己負担額	縮小てん補割合
付随業務担保	受託物以外の損害	1 事故・期間中限度額 1 億円	なし	なし
	受託物に対する損害	1 事故 50万円		
人格権侵害担保	人格権侵害	1 被害者につき1,000万円 一連の損害賠償請求について、 かつ保険期間を通じて1 億円	なし	なし

(2) 追加保険料

(保険期間1年、団体割引20%適用、一括払)

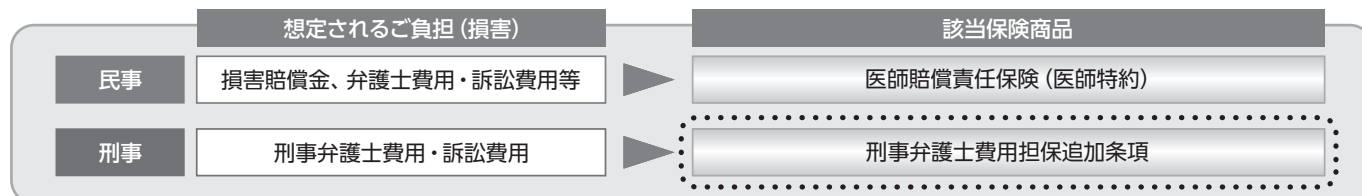
追加保険料 (医師1名あたり)
800円

※単独でのご加入はできません。

6 刑事弁護士費用担保追加条項 (自動付帯) 割増保険料なし

刑事弁護士費用担保追加条項 (医師特約条項用・勤務医師包括担保追加条項用)

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者（補償の対象となる方）である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします（起訴後の費用を含みます。）。



刑事弁護士費用担保追加条項の概要

保険金額	
保険期間（1年）を通じて500万円となります。 ※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。	
保険金をお支払いする場合	
被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など	
保険期間と保険金をお支払いする場合の関係	
この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時（注）までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。 （注）刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。 ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時（注1） ②裁判所が略式命令を発した時（注2） ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時（注3） （注1）ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。 （注2）ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。 （注3）ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。	
保険金をお支払いできない主な場合	
1. 次の事由に起因する損害 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 2. 次に掲げる刑事事件に起因する損害 ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件 ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑥所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 など	

ご加入方法（個人契約としてご加入の場合（被保険者＝個人））

医師賠償責任保険（医師特約条項）にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

（※）一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。

用語のご説明	業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致死傷罪をいいます。
	送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
	刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
	弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
	訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

ご注意いただくこと

告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

告知事項

■加入依頼書、付属書類等の記載事項すべて

※保険契約加入依頼書にご記載いただく内容については、正確に告知願います。

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注) 医師賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書、付属書類等の以下の項目をいいます。

■被保険者欄

など

通知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、加入依頼書等の記載事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。(例：保険金額等ご契約内容を変更される場合など)ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

(※) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

- (2) ご加入者の住所などに変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができないことがあります。
- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等(※)がある場合を除きます。)

(※) この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- 医師特約では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。
 - この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）の対象となりません。
 - ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
 - 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
 - この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
 - 補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。
 - 2010年4月1日以降発生事故から、次の1. から4. までのいずれかの方法で賠償責任保険（特約）の賠償責任保険金をお支払いします。
 1. 被保険者（保険の補償を受けられる方）が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
 2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
 3. 相手の方が先取特権（他の債権者に優先して支払を受ける権利）を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
 4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
- ※保険法により3. の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。
- 被保険者（保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。
- ※本保険では、保険会社が被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 医師特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。
 - このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕 0570-022808 〈通話料有料〉

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

中途加入保険料 (100 型・200 型・300 型・1 型・医療付随業務担保追加条項)

※団体割引20%が適用されております。

オプションのみの加入不可

100型

200型

300型

※1 型

※オプション

保険責任開始日	1 億円補償 保険料	2 億円補償 保険料	3 億円補償 保険料	100万円補償 保険料	医療付随業務担保 追加条項追加保険料
11 月 1 日	40,660 円	51,570 円	62,400 円	4,000 円	800 円
12 月 1 日	37,270 円	47,270 円	57,200 円	3,670 円	730 円
1 月 1 日	33,880 円	42,980 円	52,000 円	3,330 円	670 円
2 月 1 日	30,500 円	38,680 円	46,800 円	3,000 円	600 円
3 月 1 日	27,110 円	34,380 円	41,600 円	2,670 円	530 円
4 月 1 日	23,720 円	30,080 円	36,400 円	2,330 円	470 円
5 月 1 日	20,330 円	25,790 円	31,200 円	2,000 円	400 円
6 月 1 日	16,940 円	21,490 円	26,000 円	1,670 円	330 円
7 月 1 日	13,550 円	17,190 円	20,800 円	1,330 円	270 円
8 月 1 日	10,170 円	12,890 円	15,600 円	1,000 円	200 円
9 月 1 日	6,780 円	8,600 円	10,400 円	670 円	130 円
10 月 1 日	3,390 円	4,300 円	5,200 円	330 円	70 円

※1型について・・・

日本医師会A①会員およびA②会員の先生は、すでに日医保険で1億円の保険(自己負担額100万円)にご加入のため、この保険には自己負担額分(1型)のみご加入いただけます。

※オプションについて・・・

医療付随業務追加条項のみご加入いただくことはできません。上記の100型・200型・300型・1型のいずれかとセットでご加入をお願いいたします。

中途加入される場合・・・

加入月により保険料が異なります。

中途加入保険料につきましては上記の表をご参照ください。

中途加入は毎月末日締切です。保険料をいただいた翌月1日より保険責任開始となります。振り込みの場合は、同封の郵便振替払込取扱票にて郵便局でお振り込みください。

中途加入保険料の例

例1：保険責任開始日4月1日、100型にご加入の場合

締め切りは3月31日 保険料は23,720円になります。

例2：保険責任開始日7月1日、200型とオプションにご加入の場合

締め切りは6月30日 保険料は17,460円(17,190円+270円)になります。